

短刀・楯短刀、競技規程改定

第35条を以下のとおり改定する。

[短刀]

第35条

1. 短刀の試合は、各選手が短刀一振りを持して試合を行うものとする（なお、短刀二振りを把持する場合は、二刀の部に出場するものとする）。
2. 各選手は、自由に、短刀を把持し、構えることができる。
3. 短刀の試合においては、刺突および面部・小手部への打突を有効打突とする。
なお、打突については、護身の観点より、有効性を判断するものとする。
4. 短刀の試合においては、危険の無い範囲および防御に必要な範囲において、相手の身体・得物を掴むことができる。
なお、蹴り技・投げ技・捻り技などは、これを禁止し反則とする

以下の条文を加える。

[楯短刀]

第35条の2

1. 楯短刀の試合は、各選手が、一方の手に短刀一振り、他方の手に楯を把持して、試合を行うものとする。
2. 前項に定めるもののほか、短刀の規定を準用する。